名称　待島灯台
位置
所在地　鹿児島県出水郡長島町（待島）
北緯　三二―一六―三五
東経　一三〇―一一―二三
変更した事項
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・九メートル　平均水面上から灯火まで二四メートル
変更年月日　平成二十三年七月七日

○海上保安庁告示第百七十五号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年八月十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　葛輪港西防波堤灯台
位置
所在地　鹿児島県出水郡長島町（葛輪港西防波堤外端）
北緯　三二―一五―二四
東経　一三〇―一一―一〇
変更した事項
光度　実効光度三八カンデラ
光達距離　四・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで六・七メートル　平均水面上から灯火まで九・一メートル
変更年月日　平成二十三年七月八日

○海上保安庁告示第百七十六号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年八月十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　福島県相馬港（沖防波堤北端）
位置
所在地　福島県相馬港（沖防波堤北端）
北緯　三七―五二―〇三
東経　一四〇―五八―三五
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十三年七月八日

名称　相馬港沖防波堤北灯台
位置
所在地　福島県相馬港沖防波堤北灯台
北緯　三七―五二―〇三
東経　一四〇―五八―三五
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十三年七月八日

○海上保安庁告示第百七十五号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年八月十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　相馬港沖防波堤北灯台
位置
所在地　福島県相馬港沖防波堤北灯台
北緯　三七―五二―〇三
東経　一四〇―五八―三五
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十三年七月八日

○海上保安庁告示第百七十五号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年八月十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　茂師港東防波堤灯台
位置
所在地　岩手県下閉伊郡岩泉町（茂師港東防波堤外端）
北緯　三九―四九―四八
東経　一四一―五八―五二
変更した事項
名称　茂師港仮設灯浮標
位置
所在地　岩手県下閉伊郡岩泉町（小本灯台の南南東方約一・一キロメートル）
北緯　三九―四九―五〇
東経　一四一―五八―五四
塗色及び構造　赤色円すい形頭標一個付　赤色やぐら形
灯質　単閃赤光　毎三秒に一閃光
光度　実効光度四五カンデラ
明弧　削除
高さ　削除
変更年月日　平成二十三年七月九日
記事　一時変更

名称　重茂港北防波堤灯台
位置
所在地　岩手県宮古市（重茂港北防波堤外端）
北緯　三九―三四―三五
東経　一四二―〇一―五六
変更した事項
名称　重茂港仮設灯浮標
位置
所在地　岩手県宮古市（閉伊埼灯台の南方約八・六キロメートル）
北緯　三九―三四―三八
東経　一四二―〇一―五五
塗色及び構造　赤色円すい形頭標一個付　赤色やぐら形
光度　実効光度一〇〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
明弧　削除
高さ　削除
変更年月日　平成二十三年七月十一日
記事　一時変更

○海上保安庁告示第百七十七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年八月十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　盥島灯標
位置
所在地　岩手県下閉伊郡山田町（盥島）
北緯　三九―二七―二二
東経　一四一―五九―四四
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで七・〇メートル　平均水面上から灯火まで八・三メートル
変更年月日　平成二十三年七月十三日

○海上保安庁告示第百七十八号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年八月十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　八戸港八太郎北防波堤灯台
位置
所在地　青森県八戸港第三区（八太郎北防波堤外端）
北緯　四〇―三三―三一
東経　一四一―三一―四一
変更した事項
名称　八戸港八太郎仮設灯浮標
位置
所在地　青森県八戸港第三区（鮫角灯台の西北西方約四・六キロメートル）
北緯　四〇―三三―三三
東経　一四一―三一―四一
塗色及び構造　赤色円すい形頭標一個付　赤色やぐら形
灯質　群閃赤光　毎六秒に二閃光
光度　実効光度一三〇カンデラ
光達距離　五・五海里
明弧　削除
高さ　削除
変更年月日　平成二十三年七月十二日
記事　一時変更

○海上保安庁告示第百七十九号

航路標識の設置及び廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年八月十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域A灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・八キロメートル）
北緯　三五―三七―五〇
東経　一四〇―〇〇―二二
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光
光度　実効光度五四カンデラ
光達距離　四・五海里
点灯年月日　平成二十三年七月十四日
記事　東京港埠頭株式会社管理

名称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域B灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・九キロメートル）
北緯　三五―三七―五四
東経　一四〇―〇〇―二六
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光
光度　実効光度二一カンデラ
光達距離　三・〇海里
点灯年月日　平成二十三年七月十四日
記事　東京港埠頭株式会社管理

名称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域C灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・九キロメートル）
北緯　三五―三七―五八
東経　一四〇―〇〇―三二
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光
光度　実効光度二一カンデラ
光達距離　三・〇海里
点灯年月日　平成二十三年七月十四日
記事　東京港埠頭株式会社管理